

ピアサポーター登録制度規約

この規約（以下、「本規約」といいます。）は、社会福祉法人ひらイルミナル（以下、「当法人」といいます。）と「ピアサポーター」の登録制度の条件を定めるものです。

第1条（目的）

ピアサポートとは、自分の経験や体験を活用して、同じような立場にある方に対してサポートをする専門職です。ピアサポーターは、安心安全に暮らせる地域、社会的入院者が帰ってこられる地域づくりに対して参画することが不可欠です。

しかし、未だ、ピアサポーターの社会的認知が低く、社会の理解や資源の少なさから体制整備が不十分で活躍の場が少ないことから、ひとりひとりのこうなりたいピアサポーターの実現には至っておりません。

よって、江戸川区精神障害者ピアサポーター育成事業（以下ピア育成事業）では、ピアサポーター育成、バックアップ支援の整備を整え、ピアサポーターの活躍の場を増やす取り組みをすすめる取り組みをすすめ、ピアサポーターの研修及び、実践の提供をできるしくみを構築しました。

ピアサポーター登録制度は、ピア育成事業の対象者で、雇用ではない形で活躍したいピアサポーターに対し、支援者が活躍先との調整、マッチング、マネジメントすることで活躍の機会を提供する制度です。

より多くの活躍の場を支援することで、ピアサポーターのチカラを活用した、誰もが暮らしやすい地域共生社会づくりの推進を目的とします。

第2条（適用）

本規約は、当法人とピアサポーターとの間の登録制度に適用されるものとします。

2 当法人は登録制度に関し、本規約のほか、各種の定め（以下、「個別規程」といいます。）をすることがあります。これら個別規程はその名称の如何に関わらず、本規約の一部を構成するものとします。

第3条（利用登録）

ピアサポーター登録制度においては、受講終了者から判定された登録希望者が、本規約に同意の上、利用登録申請をし、当法人がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。

2 必要書類については以下とします。

- ・ 支援者からの推薦書及び、ピアサポート活動における支援体制の確認
- ・ 診断書の提出

3 当法人は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録申請を承認し

ないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

- a. 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- b. 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
- c. その他、当法人が利用登録を相当でないと判断した場合

第4条（登録できる人の範囲）

以下の受講を修了し、判定基準に達した者が、登録の申請を行うことができます。

ピア育成事業で年度毎に定めたカリキュラムの研修受講の修了及び、実習、実践研修の修了し、判定協議会で承認を得た者

第5条（登録の判断）

登録は、ピア育成事業を修了した者で、ピアサポーター登録制度を希望する方に、判定協議し、承認を取ります。

2 判断基準

- ・ 自己覚知と他者理解を理解したピアサポート活動ができる。
- ・ ピアサポーターの専門性を理解した、ピアサポート活動ができる。
- ・ 自身の経験や体験を活かし、他者に啓発することができる。
- ・ 地域や啓発対象者にあわせた啓発をチームで考えることができる。
- ・ 地域共生社会を理解する

第6条（登録後の活動例）

ピアサポーターの活動例として、以下の通り

- ・ 講演（個人発表、チーム発表）
- ・ ファシリテーター（例：区の開催する当事者によるワークショップ）
- ・ 地域移行の意欲喚起及び動機づけ支援
- ・ 学校啓発
- ・ となりのぴあさん
- ・ 他の自治体、関係機関等のアドバイザー等
- ・ その他、地域共生社会に関する啓発活動

第7条（謝金および支払方法）

当法人は、ピアサポーターの活動の対価として、別途定めた謝金を、当法人が指定する方法により支払うものとします。

第8条（更新・終了）

登録については、1年ごとの更新とし、意思確認を行います。

- 2 ピアサポーターは、中途でも登録を終了できるものとします。

- a. 本人の申し出による場合（辞任届を提出します）。
- b. 本人が来なくなった場合、連絡がつかなくなった場合。

第9条（守秘義務）

ピアサポーターは、在職中および退職後も、業務上で知りえた情報について、本法人の承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないこととします。

第10条（禁止事項）

ピアサポーターは、活動にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- a. 法令または公序良俗に違反する行為
- b. 犯罪行為に関連する行為
- c. 活動の内容等、活動に含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- d. 活動によって得られた情報を商業的に利用する行為
- e. 当法人のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- f. 自分以外の当事者に関わる経験、個人に関わる情報を漏らさない。
- g. 不正な目的を持って活動を利用する行為
- h. 登録制度の他のピアサポーターまたはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- i. 当法人が許諾しない活動上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- j. 当法人のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- k. その他、当法人が不適切と判断する行為

第11条（活動の停止等）

当法人は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、ピアサポーターに事前に通知することなく活動の停止をすることができるものとします。

- a. 地震、落雷、火災または天災などの不可抗力により、活動が困難となった場合
- b. その他、当法人が活動の提供が困難と判断した場合

2 当法人は、活動の提供の停止または中断により、ピアサポーターまたは第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第12条（活動制限および登録抹消）

当法人は、ピアサポーターが以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、ピアサポーターに対して、活動の全部もしくは一部の利用を制限し、またはピアサポーターとしての登録を抹消することができるものとします。

- a. 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- b. 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- c. 当法人からの連絡に対し、一定期間返答がない場合

d. その他、当法人が登録制度の利用を適当でないと判断した場合

2 当法人は、本条に基づき当法人が行った行為により、ピアサポーターに生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第13条（個人情報の取扱い）

当法人は、登録制度の利用によって取得する個人情報については、当法人「個人情報保護規定」に従い適切に取り扱うものとします。

第14条（保険・損害賠償）

当法人は、活動中の事故等に備えて当法人の負担にて、保険に加入します。

第15条（利用規約の変更）

当法人は、必要と判断した場合には、ピアサポーターに通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。なお、本規約の変更後、登録制度の利用を開始した場合には、当該ピアサポーターは変更後の規約に同意したものとみなします。

第16条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

2 紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄とします。